第十三期決算公告

平成二十七年一月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	九九四、〇五五
固定資産	一、五九七、八八二
資産合計	二、五九一、九三七

負債及び純資産の部

流動負債	三三四、八八三
（うち賞与引当金）	（二三、八二六）
固定負債	二〇〇〇
株主資本	二、二五六、八五四
資本金	二四〇、〇〇〇
資本剰余金	二三四、三六三
資本準備金	二三四、三六三
利益剰余金	一、七八二、四九一
利益準備金	四、八〇〇
その他利益剰余金	一、七七七、六九一
（うち当期純利益）	（一四五、五五一）
負債・純資産合計	二、五九一、九三七

平成二十七年四月三日

兵庫県神崎郡神河町中村一〇〇九番地二八

ＰＨＰ兵庫株式会社

代表取締役　藤代　昌彦

公益信託林女性自然科学者研究助成基金第三十二期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

基金終了記念誌及び報告書発行　一一五万円

二、財産目録

平成二十七年三月四日現在

資産合計	四八八、六二六円
負債合計	〇円
正味信託財産	四八八、六二六円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十七年四月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託山村富美記念女性自然科学者研究助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山村富美記念女性自然科学者研究助成基金終了公告及び基金第十六期決算公告

一、事業概要

基金終了記念誌及び報告書発行　二〇九万円

二、財産目録

平成二十七年三月四日現在

資産合計	五七六、八五四円
負債合計	〇円
正味信託財産	五七六、八五四円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十七年四月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託札幌市北区篠路一条八丁目四番、最後の住所札幌市北区新琴似五条一七丁目一番三―九〇六号　被相続人　亡　池田　伸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

札幌市中央区大通西一四丁目一番地一三

北日本南大通ビル三階　西博和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡玉川村大字山小屋字的場三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石森　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

福島県白河市道場小路九一番地五第六大成プラザ二階Ｃ室

相続財産管理人　弁護士　大野　貴雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市河内三三七番地、最後の住所東京都中野区中野三丁目四五番三号

被相続人　亡　小林八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷一丁目二番地二、最後の住所東京都荒川区南千住三丁目一四番七号サンハイム荒川　被相続人　亡　吉田　益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

事務所東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越一丁目九三九番地、最後の住所東京都品川区大井一丁目四九番一二号ライオンズマンション大井四〇一号

被相続人　亡　志村　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区鶴見二丁目三番、最後の住所横浜市鶴見区鶴見二丁目三番四五―二五六号　被相続人　亡　岸本　マイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル七階

相続財産管理人　弁護士　池田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所静岡県浜松市中区新津町五一六番地の二ヒルズウィロード四〇九

被相続人　亡　繆　撥華

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

静岡県浜松市中区板屋町五〇七　清水ビル三〇二　浜松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬大字知名瀬二二二九番地、最後の住所名古屋市中区正木三丁目二番四五号ライオンズマンション金山第三　四〇六号　被相続人　亡　入来　成光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

名古屋市中区丸の内二丁目九番一四号丸の内服部ビル二〇六号後藤・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　常川　尚嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市日永二丁目九二四番地二、最後の住所三重県四日市市采女が丘二丁目七五番地　被相続人　亡　田中　眞二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階ふりはた綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長尾　英介

第３期決算公告

平成27年3月26日

札幌市中央区大通西１丁目

北海道オプショナルツアーズ株式会社

代表取締役　落合　周次

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,415
	固定資産	8,445
	合計	28,861
負債及び純資産の部	流動負債	13,214
	株主資本	15,647
	資本金	22,000
	利益剰余金	△6,352
	その他利益剰余金	△6,352
	合計	28,861

（注）当期純利益　1,507千円